

東アジア教員養成国際コンソーシアム規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、東アジア教員養成国際コンソーシアム (International Consortium for Universities of Education in East Asia 以下、「国際コンソーシアム」ICUE という。) と称する。

(組織)

第2条 国際コンソーシアムは、本コンソーシアムに参加する意思を有する東アジア地域の教員養成系大学・学部を会員校として構成される。

2 国際コンソーシアムに入会しようとする大学・学部は、別紙「入会申込書」を各国の事務局 (事務局が設置されていない国及び地域にあつては中国・韓国・日本の三か国の事務局) に提出し、国際コンソーシアム運営委員会の議を経て入会が認められる。

3 会員校は別紙「退会届」を各国の事務局に提出して、任意に本コンソーシアムから退会することができる。なお、退会校が出た場合は、その旨を各国の事務局がすべての会員校に周知するものとする。

(事務局等)

第3条 国際コンソーシアムに関する事務は各国の東アジア教員養成国内コンソーシアム (以下、「国内コンソーシアム」という。) 事務局が兼務する。なお、中国・韓国・日本の国際及び国内コンソーシアム事務局は、以下の大学に常置することとする。

中 国：北京師範大学、 韓 国：公州大学校、 日 本：東京学芸大学

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 国際コンソーシアムは東アジア地域の教員養成系大学・学部が連携して、相互の国際交流事業の円滑な推進を図ることを目的とする。すなわち、コンソーシアムを構成する大学間で、学生・教職員の留学及び研修の促進、学校教育や教員養成問題に関する国際共同研究の推進を中心として、その他、東アジア地域の教育の発展に資する事業の推進を積極的に図ることを目的とする。

(事業)

第5条 国際コンソーシアムは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 東アジア地域の教員養成大学・学部間の留学・研修事業の推進
- (2) 東アジア地域の教員養成大学・学部間の国際共同研究の促進
- (3) 東アジア地域の教員養成大学・学部間における教職員交流の促進
- (4) 東アジア教員養成国際シンポジウム、国際フォーラムの開催
- (5) 東アジア地域の教員養成大学・学部間の教育研究情報等の交換
- (6) その他、本コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

第3章 国際コンソーシアム運営委員会

(国際コンソーシアム運営委員会)

第6条 国際コンソーシアムの事業実施に係る事項、規約の改廃及びその他重要な事項を

審議決定するために、国際コンソーシアム運営委員会を置く。

- 2 国際コンソーシアム運営委員会は、各国2校（各国の国内コンソーシアムの責任幹事校）の代表をもって構成される。なお、国際コンソーシアム運営委員会は以下の大学とする。

中国：北京師範大学、華東師範大学 韓国：公州大学校、ソウル教育大学校
日本：東京学芸大学、大阪教育大学

- 3 国際コンソーシアム運営委員会の議長は毎年の輪番制とし、当番国の事務局を置く大学が当該年度の議長を務めることとする。
- 4 国際コンソーシアム運営委員会は、国際コンソーシアムの円滑な運営を図るために毎年1回定例会議を開催するものとする。
- 5 国際コンソーシアム運営委員会の議長は、適宜、他の代表校の了解を得て臨時の会議を開催することができるが、各国の国内コンソーシアムは必要に応じて国際コンソーシアム運営委員会の議長に対し運営委員会の開催を要求することができる。

（運営委員会の任務）

第7条 国際コンソーシアム運営委員会は次に関する事項を審議し、別途それぞれの規程を整備するとともに、その実際の運用を図る。

- (1) 国際コンソーシアム間の留学制度の整備・運用に関する事項
- (2) 国際コンソーシアム間の研修制度の整備・運用に関する事項
- (3) 国際コンソーシアム間の研究者相互派遣制度の整備・運用に関する事項
- (4) 国際コンソーシアムにおける共同研究組織の整備・運用に関する事項
- (5) 国際コンソーシアム参加大学間のダブル・ディグリー制度の整備・運用に関する事項
- (6) 国際コンソーシアムにおける教職員の語学研修制度の整備・運用に関する事項
- (7) 東アジア教員養成国際シンポジウム及び国際フォーラム等の開催に関する事項
- (8) 国際コンソーシアムの規約の改廃に関する事項
- (9) 国際コンソーシアムへの入会に関する事項
- (10) その他、国際コンソーシアムの目的に副う重要事項

第4章 事業経費

（事業参加経費）

第8条 国際コンソーシアム事業への参加経費は、旅費・宿泊費等を含めて各参加校が負担する。

（事業準備経費）

- 2 国際コンソーシアムの事業準備経費は、各種事業の準備事務経費等を含め、各国の国内コンソーシアムの責任幹事校が中心になり確保する。

附則

- 1 この規約は平成21年12月18日から施行する。
- 2 この規約は令和元年10月18日から施行する。